

福井市河合小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和7年4月1日 改訂

いじめは、人間の権利の中でも、人として生きる権利を侵害するものであり、最も避けなければいけない行為である。学校にあっては、等しく教育を受ける権利も侵害し、学校教育の根幹を揺がすものである。いじめを受けた児童にとっては、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめを行った児童にとってもこれからの人格形成にとっても重大な影響が生まれてくることも念頭に、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを教職員・児童のみならず、保護者、地域が一体となって理解、対応していかなければならない。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、いじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを見過ごさないこと、いじめが、いじめられた児童の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組 〈すべての学級・学年・学校活動を通して〉

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育
 - 誰もが所属感、有用感を味わうことのできる教育
集団の中で、それぞれが生かされる活動組織づくりや活動の展開を考える。
 - ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自

分に自信をもつとともに、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

差別や偏見をなくすために、人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、特に、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。親子道徳の取組を継続する。

○児童会活動の推進

児童会活動の内容として、お互いを認め合う「いいところ見付け」や縦割り活動を定期的に取り入れ、互いに助け合い、認め合う心を育てる。

○地域の教育力を生かした学習活動や体験活動の推進

地域の諸団体、ボランティア等の協力を得ながら開かれた教育をめざし、地域と一体となった人間教育を進める。

○学校評価によるいじめ防止等のための取組の改善

いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努める。

（２）学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境作り、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・いじめや不登校を防ぐために、きめ細やかな指導をしている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、課題を抱える児童に十分な支援を行っている。

【児童】

- ・アンケートや面談で、悩みや不安を先生に伝えている。
- ・いじめを見たら大人の人に知らせたり、とめたりしている。

【保護者】

- ・いじめや不登校を防ぐために、きめ細やかな指導をしている。
- ・子供のことで、気軽に学校に相談できる。

（３）いじめの未然防止

○授業改善

これまでの研究実践をさらに推進し、全教科で一人一人の読解力、表現力の育成に焦点を当てた授業改善を進め、わかる・できることを実感する授業づくりを推進していく。

○いじめの起きない学校・学級づくり

学級にあつてはポジティブ教育（ソーシャルスキル、ピアサポートなど）やエンカウンターなどを取り入れ、学級活動の充実を図る。また、全学年では縦割り班活動をさらに進め、学校全体が一体となって、互いに認め合い、励まし合いながら、誰もが喜びを味わい合える魅力ある学校づくりを進める。

アンケートの数値変化を手がかりに、学校や学級の状態を把握し、課題を明確にしながら児童の「居場所づくり」や「絆づくり」に努める。

○開かれた学校

学校公開を積極的に進めるとともに、保護者や地域の人の協力を得ながら学習活動を進める。

また、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

児童のみならず、保護者への啓発として、インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。

○児童の特性を踏まえた指導

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を待つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童

○S O S の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にS O Sを出すこと等）ができるための教育を行う。

（４）いじめの早期発見

○教師によるいじめの認知

担任のみならず、教科担任も含め、学校全体で全児童を見守ることに心がけ、児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対しても情報交換を密にし、いじめ等の早期発見に努める。

○アンケートの実施

児童にいじめの項目を含んだ児童理解の調査（５月・１１月）を、また保護者及び教職員への調査（６月・１１月）を年２回定期的に実施し、いじめ等の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

児童理解調査を活用し年２回の児童及び保護者の個別面談（６月・１２月）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域、地域諸団体との連携

連絡帳、電話連絡などを通して、児童について、保護者との情報交換の日常化

に努め、信頼関係を築くことに心がける。場合によっては、家庭訪問を行う。

また、地域の住民や関係団体との連携を密にし、地域における児童の変化等の情報を得て、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による事実確認と指導により被害児童を守る。

○いじめに係る情報の記録

事実関係（日時・内容等）を詳細に記録する。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○被害・加害児童の保護者への対応

いじめが起きた場合は、調査結果、指導結果を相互の保護者に説明し、学校での指導への理解と再発防止への協力を得る。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、こども家庭センター、地方自治体事務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめによる重大事態への対応

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、危機管理マニュアルにある「4 児童の問題行動（暴力行為・いじめ、非行行為等）対応について」をもとに対処する。

・重大事態が発生した旨、市教育委員会へ速やかに報告する。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめにかかる行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないということを、本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ

対策委員会」を常設し、月に1回をめぐりに定例会を開催する。

(構成員) 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・
養護教諭・小学校カウンセラー等 (必要に応じて担任)

(活 動)

- ・未然防止に向けた楽しい学校づくりの方針や具体的取組の検討
- ・いじめ発見のための体制づくり
- ・記録の保存 (保存期間: 5 年)
- ・いじめ防止基本方針の作成と更新
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・1 年を見通した計画的なアンケートの結果から取組の検証、改善の方策を明らかにする。
- ・外部機関との連絡、連携

※アンケート等の調査は以下の経路を経て定例会に提出される。

①担任 → (②学年主任) → ③生徒指導主事 → ④定例会

担任 : アンケート結果から問題点を見つけ、聞き取りを行う。

生徒指導: 各学年からの集約用紙を整理点検して定例会に報告する

(2) いじめ対応サポート班

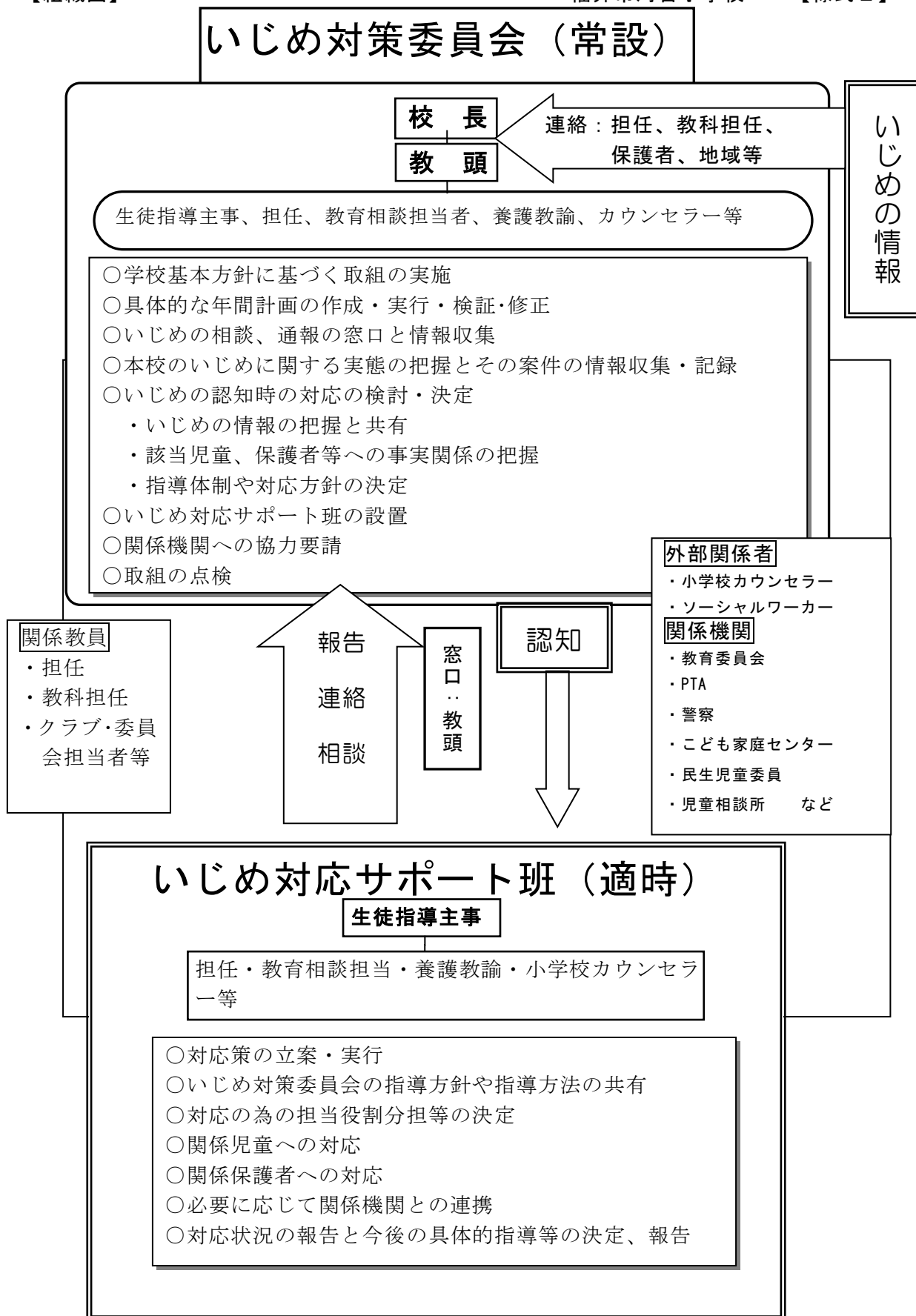
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 生徒指導主事、担任、教育相談担当、その他該当問題に関わる教諭

- (活 動)
- ・聞き取りのための体制をつくり、関係者からの聞き取りを行う。
 - ・個人面談より得た情報の集約と整理を行い、事実関係を把握する。
 - ・担任とともに加害者、被害者への指導、支援を行う
 - ・関係する保護者への指導や支援、説明などの報告を行う。
 - ・いじめへの指導状況、その後の状況をいじめ対策委員会に報告する。
 - ・小学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所との連携

(3) 組織図【様式2】 (別紙)

5 いじめ対策の年間行動計画【様式3】 (別紙)



	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員 ・基本方針の決定 ・年間計画の作成 教育的支援が必要な児童の実態把握 ・小学校カウンセラーとの打ち合わせ 職員会議 ・年間計画の確認 ・児童についての情報交換 いじめ対策サポート班 ・発生時の対応 職員研修 ・研究所訪問型研修（ポジティブ教育概論）	学 級 開 き					
		小学校カウンセラーによるエンカウンター					
		野菜作り体験					
		芋植え体験 (幼児との交流)					
5月	いじめ対策委員 ・終礼時等での情報収集、状況把握 ・児童理解アンケート結果検討 職員会議 ・児童についての情報交換	児童理解アンケート①の実施					
		区民体育大会 （地域との交流）					
		縦割り班活動スタート ふれあいタイムの実施					
		校内体育大会 園児との交流					
6月	個人面談の実施 いじめ対策委員 ・終礼時等での情報収集、状況把握 ・アンケート①（児童、保護者、教職員）の実態把握、結果検討 職員研修 ・特別支援教育研修 職員会議 ・児童についての情報交換 家庭・地域・学校協議会 ・今年度の取組報告と情報交換 校内授業研究会	個人面談（教育相談週間）					
		カウンセラーによる相談活動					
		連合音楽会発表会					
		保護者理解アンケート①の実施					

〔 7 ～ 9 月 〕

河合小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
7 月	いじめ対策委員 ・ 終礼時等での情報収集、状況把握 ・ 個人面談についての情報の共有 保護者懇談会の実施 ・ 児童についての情報交換等 職員会議 ・ 児童についての情報交換	意識調査の実施					
		学校評価（中間）の実施					
		縦割り班活動 ふれあいタイムの実施					
8 月	いじめ対策委員 ・ 終礼時等での情報収集、状況把握 ・ アンケート、学校評価からの実態把握、結果検討 職員研修 ・ ポジティブ教育について（研究所訪問型研修） ・ 道徳授業検討会 職員会議 ・ 夏休み明けの取組確認	親子読書					
9 月	いじめ対策委員 ・ 終礼時等での情報収集、状況把握 ・ 長期休業明け生活調査結果検討 職員研修 ・ 研究についての中間まとめ 職員会議 ・ 児童についての情報交換 校内授業研究会	長期休業明け生活調査と面談実施					
		縦割り班活動 ふれあい集会の実施					

〔10～12月〕

河合小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員 ・終礼時等での情報収集、状況把握 職員会議 ・児童についての情報交換 ・1学期の振り返り 校内授業研究会			お年寄りとの交流		宿泊学習	
		芋掘り体験 (幼児との交流)					
		縦割り班活動 ふれあいタイムの実施					
							修学旅行
11月	いじめ対策委員 ・終礼時等での情報収集、状況把握 ・アンケート②の実態把握、結果検討 職員研修 ・人権週間の実施について 職員会議 ・児童についての情報交換 校内授業研究会 ・親子道徳について						
		教育ウィーク 学校公開週間					
		校内風あげ大会（異学年交流）					
		児童理解アンケート②の実施					
12月	いじめ対策委員 ・終礼時等での情報収集、状況把握 ・個人面談からの実態把握、結果検討 保護者懇談会の実施 ・児童についての情報交換等 職員会議 ・児童についての情報交換 職員研修 ・小学校カウンセラーによる研修 校内授業研究会						
		個人面談（教育相談週間）					
		カウンセラーによる相談活動					
		全校人権週間の活動					
		縦割り班活動 ふれあいタイムの実施					
		保護者理解アンケート②の実施					
		学校評価（最終）の実施					

〔1～3月〕

河合小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 月	いじめ対策委員 ・ 終礼時等での情報収集、状況把握 ・ 長期休業あけ生活調査結果検討 職員会議 ・ 学年のまとめへの具体策の検討、児童についての情報交換 校内授業研究会	長期休業明け生活調査と面談実施 縦割り 班活動 ふれあい集会の実施					
2 月	いじめ対策委員 ・ 学校評価からの実態把握 ・ 終礼時等での情報収集、状況把握 家庭・地域・学校協議会 ・ 今年度の取組の結果、考察の報告 ・ 来年度の取組案報告 職員研修 ・ 学校評価から見る、いじめ対応への研修 ・ 本年度の授業研究のまとめ 職員会議 ・ 児童についての情報交換	わくわく交流デー	縦割り 班活動 ふれあいタイムの実施 6 年生を送る会				カウンセラーによる SST 中学校体験入学
3 月	いじめ対策委員 ・ 一年間の取組の振り返りと課題の明確化、計画見直し 職員研修 ・ 外部評価、教員評価からの課題検討 職員会議 ・ 一年間の振り返りと次年度につながる児童についての情報交換、計画確認	引き継ぎシート の作成（各担任） 校内奉仕活動感謝を込めて					